

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-25-2	1-019796

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 5 年 5 月 15 日～令和 5 年 6 月 14 日（1 ヶ月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事

4. 事実概要

上記業者の従業員は、防衛省沖縄防衛局発注の「石垣島（3）宿舎新設建築工事（その1）」において、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和 5 年 3 月 31 日付けで石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 29 年要領第 3 号）別表第 2 第 1 5 号アに該当する。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ、ウ（略）	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（ダイヤルイン）